

●香川県告示第52号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項に規定する指定区域を指定する。

平成27年2月20日

香川県知事 浜 田 恵 造

指定区域（廃止済産業廃棄物最終処分場）

指定番号	所在地	埋立地の区分
香産-63	三豊市財田町財田中字余境寺4587番の一部、4587番2の一部、4588番、4589番、4590番の一部、5428番の一部、5430番の一部、5434番の一部及び5435番の一部	政令第13条の2第1号
備 考		
1 所在地は、廃止確認日において有効な地番とする。		
2 埋立地の区分の欄中「政令」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）をいう。		
3 指定区域ごとの帳簿及び図面は、香川県環境森林部廃棄物対策課において、一般の縦覧に供する。		